

## 市民説明会での主な意見と回答

### 条例について

#### ①何故条例を作るのか。

これまで議会改革は行っていました。最高規範ができていませんでした。先に出来ているのが本当の姿です。議会報告会にしても、条例化をして、明確にするものです。

#### ⑧あえてこの条例を制定して、変わるのか。

#### ⑰基本条例はどんなものか。

皆さんの意見を的確に市政に反映をするという大きな問題として捉えながら条文化していくことです。約束ごとですが、議会運営委員会で決めたものがあります。そうしたものも重要なことは条例化をして継続的にやっていこうということです。

### 条文について

#### ④専門用語も使われておらず、分かり易い条文だと思う。最初だから、いい加減に作られるわけでもないし、時代の流れによって変えるような事があればその時に変えれば良いと思う

(回答は求められませんでした。)

#### ⑤研修のところだが、大学教授ではなくてもいいのでは。有識者でも良いのでは。

大学教授に限ってということではなく、有識者など先生方のご意見をお伺いするというものです。

#### ⑬議会図書室の充実についてだが、27人のためになぜ充実させるのか。市民のためになるのか。

実務を行うために専門書などを必要とします。ホームページで検索機能を高め、情報収集することも必要です。ただ現状等も考慮して貴重な意見として検討したいと思います。

#### ⑯政務調査費について、領収書・・・添付・・・しなければならない。条例が新たにできたということは、いままではどうだったのか。どんどん調査活動を行ってほしいが、そんな気配がないが。

条例は無くても、政務調査費は議会運営委員会で決定しておりました。ルールはありました。

- ⑱市民サービスとか声が反映されればいいことで、最下位でもいい。目的は政策が実行されること。領収書を出せばいいということではなく、使ったものが活動に活かされているかが大事。日常的なものも含め、議員のみならず、職員もだが、透明性のある意見を述べて、誰が聞いてもおかしくない。これが品位だと思う。判断を議員が判断するのもおかしい。公正な目で見て判断できる立場の人が判断すべき。

ご指摘のとおりと思います。領収書を出せば良いというものではありません。活動にいかにか活かされて市民のためになっているかが大切と考えています。

- ⑲目次のところ、議員能力について言葉はひっかかる。見下した感がある。第2条について上位法との調整はしっかりされるべき。議会機能のところ、議会人としてすべきことをすることが一番大事。そこで、第3条はもう少し力強い文章にならないものか。4章は、全体的にまとまっているが、もっとメリハリをつけたらどうか。

(回答は求められませんでした。)

#### (議会報告会について)

- ⑦議会報告会で市民の参加をどう集めるのか。市民の参加で成果のあるものにしてほしい。要望である。開催規模は？

議会報告会の案を説明(年1回以上・4班体制)

開催単位については大変重要であり、慎重に検討中です。

- ⑨議会報告会の開催単位・開催時期はどのように考えているのか

- ⑫報告会について具体的なものはまだ決まっていないのか。

- ⑭議会報告会の回数は年間どれくらいか。連絡、周知の方法はどのようにされるのか。

今回の基本条例の説明会は9箇所ですから、もう少しきめ細かく行おうということで、そこは現在検討中です。

全議員が班に分かれ、4班体制で地区へ出かけて報告会を行うわけですが、3月議会が終わって以降5月6月7月のあたりで行おうと計画中です。

#### (重要案件意見交換会・政策討論会について)

- ③意見聴取の方法で、議員が公民館か、中学校かに行くことで連絡されるのか。

そうでなくて、自治会が要求すれば来ていただけるのか。

今後は意見を聴きながら議員は判断していこうと謳っているわけです。これ

は議会側からです。20条では議会の報告会を行うことで、議会が報告し市民の皆さんから意見を聴きます。それを受けこれが重要だということでしたら、市政に反映するというので、取り組むというのが20条のところでは。

**⑥重要案件はどんなものか。**

議会全体が重要と共通認識できるものです。議会運営委員会の場を通じ確認できるもの及び市民の皆さんの意見を聴取したものです。

**⑩重要案件意見交換会も議会報告会と同じように開催されるのか。**

議会運営委員会の中でこれは特に必要だと認識し、皆さんとの意見交換の必要があるとしたものは、我々から出かけて行って、皆さんの意見を聴く会を持ちながら、意見交換会を行っていく必要があると考えます。

何が重要な案件かということは、議会運営委員会で確認して、市民の皆さんに意見を聞こうということになれば、この条例が定まりますからそのように行うということになりますから、実施をしていきたいと考えています。

**⑪要請すればこられるのか。重要案件がでて、議会から開催するというものか。**

市民或いは地区の皆さんから要望したらどうかということですが、貴重なご意見だと思います。先ほどからの意見交換会、報告会の捉え方をそのような形では議論しておりませんので、持ち帰って検討します。

**⑮政策討論会は、これは議員の中だけの討論か、それとも公開の討論なのか、今回のように各地区で行うのか。**

議会側で議論し、勉強して条例にしたのが良いのではというものがあれば、議会側で検討するという検討会を想定しております。これまでは議員個人が一般質問したり、会派で質問したりしながら政策を質すということでありましたが、議会が全体で、議会側から執行部に質すことにするための、事前の討論会と考えます。

**説明会等について**

**②このような説明会が、公民館単位ではなく地区単位でできないものか。**

今回は中学校単位で行っています。このことについては意見・苦情もお聞きしています。今後検討課題とします。